

項目名	⑦ 計量・規格の適正化 ア JIS等の国内・国際標準化施策の実施	担当省庁	経済産業省
-----	-------------------------------------	------	-------

施策概要	<p>○ 経済産業省の取組</p> <p>消費者の日本産業規格（JIS）開発審議への参加を効率的に促進するために「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施する。また、国の審議会である日本産業標準調査会に消費者代表が参加し、消費者の立場から国内の標準化・認証に関する審議を実施する。</p> <p><b>（令和2年度2～3年度実績）</b></p> <p>令和2年度3年度は全国 <u>4415</u>カ所で JIS の概要などに関するセミナーを行い、延べ <u>459500</u>名が参加した（令和4年2月時点）。また、国の審議会である日本産業標準調査会を計 <u>6037</u>回開催し（令和4年1月末時点）、各委員会に消費者代表が参加し、消費者の立場から国内の標準化・認証に関する審議を実施した。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>①セミナー実施回数及び参加人数</p> <p>②日本産業標準調査会 各専門委員会開催回数</p> <p><b>（目標）</b></p> <p><u>消費者の日本産業規格（JIS）開発審議への参加を効率的に促進するため、セミナーの実施回数を令和2年度と比較して増加させる。</u></p> <p><b>（進捗）</b></p> <p><u>①①令和3年度：実施回数15回、参加人数500名（令和4年2月時点）</u>  <u>（令和2年度：実施回数14回、参加人数459名）</u>  <del>（令和元年度：実施回数18回、参加人数1,179名）</del></p> <p><u>②②令和3年度：37回（令和4年1月末時点）</u>  <u>（令和2年度：60回（令和元年度：5663回）</u></p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td rowspan="2">・「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施 ・日本産業標準調査会への消費者代表の参加</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td rowspan="3">日本産業標準調査会への消費者代表の参加</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度	・「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施 ・日本産業標準調査会への消費者代表の参加	令和4年度	令和5年度	日本産業標準調査会への消費者代表の参加	令和6年度	令和7年度以降
年度	取組内容									
令和3年度	・「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施 ・日本産業標準調査会への消費者代表の参加									
令和4年度										
令和5年度	日本産業標準調査会への消費者代表の参加									
令和6年度										
令和7年度以降										

項目名	⑦ 計量・規格の適正化 イ 新たな JAS の検討及び国際標準化施策の推進 ※SDGs 関連：関連目標 8、10、12、14	担当省庁	農林水産省
-----	--	------	-------

施策概要	<p>○ 農林水産省の取組</p> <p>食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。</p> <p>（令和2年度2～3年度実績）</p> <p>新たな規格として、令和2年度は、「ノングルテン米粉の製造工程管理」など、<del>3件</del> <u>3件</u>、令和3年度は、「有機藻類」など8件（P）（確認中）の JAS を制定した。</p> <p>また、我が国主導による国際規格として、<del>生鮮食品中農林水産省は、災害食の機能性成分を測定する試験方法品質、安全性、保存性、喫食者の分類等の条件を ISO 規格の制定（国際標準化機構）に提案する取組を支援するとともに</del> <u>向けて、令和2年4月3年に発足した産学官連携による災害食 ISO 事務局委員会に規格案を提出した積極的に参画中。</u></p> <p>さらに、ベトナム等との二国間連携による有機 JAS 認証の体制整備の支援、アセアン諸国の大学での寄附講座を通じた JAS の認知度・理解度向上等により、JAS の海外への浸透・定着を図った。</p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p><u>①新たな JAS の制定件数（令和2年度まで）</u></p> <p><u>②JAS と調和の取れた国際規格の制定件数（令和3年度以降）</u></p> <p><u>（目標）</u></p> <p><u>①令和2年度までに20件</u></p> <p><u>②令和12年度までに7件</u></p> <p>（進捗）</p> <p><u>①令和2年度（1月令和2年3月31日時点）：4416件</u></p> <p><u>②令和3年度（令和4年1月19日時点）：5件</u></p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度 4年度</td> <td rowspan="3">食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 令和6年度</td> </tr> <tr> <td>（令和7年度 以降）</td> <td>食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度 4年度	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。	令和4年度	令和5年度 令和6年度	（令和7年度 以降）	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。
年度	取組内容								
令和3年度 4年度	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。								
令和4年度									
令和5年度 令和6年度									
（令和7年度 以降）	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。								

項目名	⑧ 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 ア 競争政策の強力な実施のための各種対応 ※SDGs 関連：関連目標 8、9	担当省庁	公正取引委員会
-----	---	------	---------

施策概要	<p>○ 公正取引委員会の取組</p> <p>一般消費者の利益の確保のため、独占禁止法等に基づき、競争政策を強力に実施する。また、価格カルテル・入札談合、デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為等に厳正に対処するとともに企業結合審査を的確に実施し、必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能強化を図る。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>公正取引委員会では、独占禁止法の違反行為について、事業者に対して排除措置命令を行うとともに、対象となる事業者に対して課徴金納付命令を行った。そして、独占禁止法の違反被疑行為についても、事業者に対して確約計画の認定を行った。さらに、届出のあった企業結合計画について、迅速かつ的確に審査を行った。</p> <p>近年、公正取引委員会において、競争環境を積極的に創造し、市場監視の機能・体制を充実させるなど、競争政策を強力に実施することが求められているところ、そのための体制の整備・充実が進められている。</p> <p>具体的には、令和2年度3年度は、<u>デジタル市場における公正かつ自由な競争環境の整備のための体制整備のほか</u>、<u>企業結合審査部門、下請法運用部門</u>及び審査部門を中心に体制の強化が図られている。また、即戦力を有する職員を確保する観点から、専門的な知識経験を有する任期付職員を採用した。</p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①法的措置（注）の実施件数          ②企業結合審査の実施状況  <u>          </u>（注）法的措置には確約計画の認定を含む。</p> <p><u>（目標）</u></p> <p><u>①独占禁止法違反行為に厳正に対処する。</u>  <u>②迅速かつ的確な企業結合審査を実施する。</u></p> <p>（進捗）</p> <p>①令和2年度：15 3年度：【P】（確認中）件          ②令和2年度：266 3年度：【P】（確認中）件（株式取得、合併、共同新設分割及び吸収分割、共同株式移転並びに事業等の譲受けに係る届出件数）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 公正取引委員会の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度 4年度</td> <td>価格カルテル・入札談合、<u>デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為</u>等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td>査の実施</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度 4年度	価格カルテル・入札談合、 <u>デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為</u> 等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施	令和4年度	査の実施
年度	取組内容						
令和3年度 4年度	価格カルテル・入札談合、 <u>デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為</u> 等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施						
令和4年度	査の実施						

	令和5年度	
	令和6年度	
	令和7年度 以降	価格カルテル・入札談合、 <u>デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為</u> 等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施

項目名	⑧ 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 イ 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	担当省庁	消費者庁、消費者委員会、経済産業省、国土交通省、公共料金所管府省庁
-----	---	------	-----------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管府省庁の取組</p> <p>各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けた課題を検討し、実施する。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p><del>賠償負担金・廃炉円滑化負担金の算入に伴う電力託送料金変更案の算定に関して、令和2年7月31日に資源エネルギー庁から消費者庁宛てに意見照会があった。これを受け、消費者庁は意見を検討するにあたり、同年8月5日に消費者委員会宛てに付議を行った。消費者委員会においては、同月7日から「公共料金等専門調査会電力託送料金に関する調査会」を開催し、資源エネルギー庁からヒアリングを実施の上、同月28日には消費者委員会本会議を開催し、消費者委員会としての意見を取りまとめ、意見表明を行った。この意見を踏まえ、消費者庁は同年9月1日に資源エネルギー庁宛てに上記の意見照会に対する回答を行った。</del></p> <p><del>また、電気事業法改正後の電力託送料金制度改革、及び配電事業に関するもののうち電気料金にかかるものの検討について、消費者庁は、令和2年7月20日から「資源エネルギー庁持続可能な電力システム構築小委員会」(以下「構築小委員会」という。)に、同月30日から「電力・ガス取引監視等委員会」料金制度専門会合(経済産業省が事務局を務める審議会)。以下「料金制度専門会合」という。)にオブザーバーとして出席した。またこれに並行し、消費者委員会は、同年8月24日から「公共料金等専門調査会電力託送料金に関する調査会」(以下「電力託送料金調査会」という。)において資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会事務局から5回6回のヒアリングを実施した。同調査会での意見等は消費者庁から上記の各会合に随時報告した。</del></p> <p><del>令和3年度においては、電力託送料金制度改革(小売規制料金関係を含む)及び配電事業に関するものうち電気料金に係るものの検討について、令和3年6月24日に消費者庁から消費者委員会への付議を行った。消費者委員会においては、「電力託送料金調査会」での議論を重ね、同年7月16日に消費者委員会本会議を開催し、消費者委員会としての意見を取りまとめ、意見表明を行った。この意見を踏まえ、消費者庁は、同年8月16日に意見を表明するとともに、経済産業省へ同意見を送付した。</del></p> <p><del>また、電力・ガス取引監視等委員会の「料金制度専門会合」において、同年11月24日に「料金制度専門会合中間とりまとめ」を公表し、同年12月3日に「構築小委員会」へ報告した。同年12月3日に「構築小委員会」にて「第三次中間とりまとめ案」が提示されたことを受け、消費者委員会は、同年12月20日に「公共料金等専門調査会」において電力・ガス取引監視等委員会事務局から報告を受けた。なお、「第三次中間とりまとめ」は令和4年1月28日に公表された。</del></p>
------	--

そのほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について、令和3年6月1日に、消費者庁は消費者委員会へ付議を行った。消費者委員会において、「公共料金等専門調査会」を同年6月2日及び14日に開催し、審議を行った上、同月18日に消費者委員会本会議を開催し、消費者委員会としての意見を取りまとめ、意見表明を行った。この意見を踏まえ、令和3年6月29日に消費者庁及び総務省は「物価問題に関する関係閣僚会議」に付議し、同閣僚会議において当該基準料金指数の設定について決定した。

#### ○ 消費者庁の取組

消費者庁では、経済産業省による電気経過措置料金解除に関する検討を受けて、消費者の利益の擁護及び増進等の観点から留意すべき事項について検討するため、消費者委員会へ付議し、消費者委員会意見を踏まえ、経済産業省に対し、経過措置料金解除の判断等に関する意見を述べた。こうした意見を踏まえ、経過措置料金の存続が妥当とされたが、電気の経過措置料金規制解除が消費者の生活にもたらす影響は非常に大きいことから、引き続き、検討状況を注視し、必要に応じて、消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。

(令和2年度2～3年度実績)

消費者庁は、電気経過措置料金解除に関する検討状況を引き続き注視した。

#### ○ 消費者委員会の取組

電力・ガスについて、電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除についての意見表明を行ってきたところ、その後の状況等を踏まえ、必要に応じて意見表明を検討する。

(令和2年度2～3年度実績)

電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除について~~の意見表明後~~、継続して状況を注視した。

#### ○ 消費者庁、経済産業省の取組

電力託送料金について、経済産業省が一般送配電事業者の収支状況（託送収支）などについて、定期的に事後評価を行ってきたところ、消費者庁は、消費者保護の観点から、必要に応じて、経済産業省に対して意見を述べる。ガス料金についても、同様の対応を検討する。

また、ガス小売料金規制が解除された地域において、一定期間の間、消費者保護の観点から事後監視を実施し、合理的でない値上げなどがなされないよう注視する。

(令和2年度2～3年度実績)

消費者庁は、電力託送料金及びガス料金の事後評価が行われた「電力・ガス取引監視等委員会」料金制度専門会合にオブザーバーとして出席した。

#### ○ 国土交通省、消費者庁、消費者委員会の取組

令和元年10月に実施した北海道旅客鉄道株式会社の運賃の改定については、「物

価問題に関する関係閣僚会議」での決定事項を踏まえ、国土交通省において同社の長期経営ビジョン等に基づく取組を丁寧に検証し、その確実な実施のために必要な指導、助言を行うとともに、需要の変化について注視すること等の対応を行い、消費者庁及び消費者委員会において国土交通省による当該対応状況等について検証を行う。

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保等に向けた取組状況

—

消費者委員会は、公共料金等専門調査会において調査審議することを通じて、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保等を図る。

(目標)

消費者委員会の意見表明及びこれに関するフォローアップの実施状況

(進捗)

令和3年度：2件

【今後の取組予定】

○ 消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管省庁の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	電気の経過措置料金規制解除に係る検討状況を注視し、必要に応じて消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	電気の経過措置料金規制解除に係る検討状況を注視し、必要に応じて消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。

○ 消費者委員会の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除に関して、必要に応じて意見表明を検討する。
令和4年度	
令和5年度	

令和6年度	
（令和7年度 以降	電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除に関して、必要に応じて意見表明を検討する。

○ 消費者庁、経済産業省の取組

年度	取組内容
令和3年度 <u>4年度</u>	電気やガス料金について、消費者保護の観点から、費用負担の在り方について検討するとともに、ガス小売料金規制が解除された地域において、一定期間の間、事後監視を実施する。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
（令和7年度 以降5年度	電気やガス料金について、消費者保護の観点から、費用負担の在り方について検討するとともに、ガス小売料金規制が解除された地域において、一定期間の間、事後監視を実施する。
令和6年度	
（令和7年度 以降	

○ 消費者庁、消費者委員会、国土交通省の取組

年度	取組内容
令和3年度 <u>4年度</u>	北海道旅客鉄道株式会社の運賃の改定について、国土交通省において同社の長期経営ビジョン等に基づく取組を丁寧に検証し、その確実な実施のために必要な指導、助言を行うとともに、需要の変化について注視すること等の対応を行い、消費者庁及び消費者委員会において国土交通省による当該対応状況等について、必要なデータ等が整い次第、令和5年度までに検証を行う。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	—
（令和7年度 以降	—

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 ア 特定商取引法の通信販売での不法行為への対応	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>悪質な通信販売業者に対して、特定商取引法に違反<u>するしている</u>事実が認められた場合には、迅速かつ厳正に対処する。また、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売に係る特定商取引法の周知・啓発を実施するほか、通信販売業者に対し、不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダなどに対し、ウェブサイトの削除等を促す。</p> <p>また、通信販売広告の監視強化のため、関係団体との情報交換を機動的に実施する。 (令和<u>2年度2～3年度実績</u>)</p> <p>令和<u>2年度2～3年度</u>も悪質な通信販売業者に対して特定商取引法に基づき、厳正かつ適切に行政処分等を行った。</p>
------	---

KPI・  
今後の取組予  
定

【KPI】

- ①改善指導件数
- ②特定商取引法による行政処分件数

(目標)

悪質事案消費生活相談の動向、その他社会情勢等を注視しながら、通信販売事業者に対して迅速かつ厳正に対処  
—おける特定商取引法等の厳正かつの遵守状況の調査結果を踏まえ、適切に執行を行う。

(進捗)

- ①令和~~3年~~4年3月31日時点：1,014件（令和2年度：1,105件（令和元年度：1,023件））
- ②令和~~3年~~4年3月31日時点：6件（業務停止命令：2件、指示：2件、業務禁止命令：2件）（令和2年度：34件（業務停止命令：16件、指示：16件、業務禁止命令：2件）（令和元年度：5件（業務停止命令：1件、指示：3件、業務禁止命令：1件））

(定義)

- ①インターネット通信販売及びテレビ通信販売の運営事業者等の特定商取引法の遵守状況の調査（委託事業）を行い、同法違反の疑いがある事業者に対して消費者庁が改善指導を行った件数。
- ②特定商取引法による行政処分件数は法人に対する業務停止命令及び指示並びに業務停止命令を受けた法人の役員等に対する業務禁止命令の処分件数を合計したもの。

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和 <del>3年度</del> <u>4年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、調査結果に基づく厳正な法執行</li> <li>・通信販売広告に関する関係団体との意見交換</li> </ul>
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、調査結果に基づく厳正な法執行</li> <li>・通信販売広告に関する関係団体との意見交換</li> </ul>

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 イ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施	担当省庁	総務省、消費者庁
-----	--	------	----------

施策概要	<p>○ 総務省、消費者庁の取組</p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）に基づき、行政処分や行政指導の実施により、同法に違反する特定電子メールに起因した消費者被害を削減する。</p> <p><b>（令和 2 年度 2 ～ 3 年度実績）</b></p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、令和 2 年度 3 年度は、警告メール（行政指導）を約 7,000 件、報告徴収（行政処分）は 1 件 5,500 件（令和 4 年 1 月 31 日時点）実施した。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>①警告メール（行政指導） ②報告徴収（行政処分）</p> <p><b>（進捗）</b></p> <p>①令和 3 年度：約 5,500 件（令和 4 年 1 月 31 日時点）（令和 2 年度：約 7,000 件 <del>（令和元年度：約 6,000 件）</del>） ②令和 3 年度：0 件（令和 4 年 1 月 31 日時点）（令和 2 年度：1 件 <del>（令和元年度：0 件）</del>）</p> <p><b>（目標）</b></p> <p>行政処分や行政指導の実施により、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する特定電子メールに起因した消費者被害の削減に努める。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 総務省、消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和 3 年度 4 年度</td> <td rowspan="4">特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 6 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 7 年度 以降</td> <td>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 3 年度 4 年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行
年度	取組内容									
令和 3 年度 4 年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行									
令和 4 年度										
令和 5 年度										
令和 6 年度										
令和 7 年度 以降	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行									

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 ウ 迷惑メール追放支援プロジェクトの実施	担当省庁	総務省
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>迷惑メール追放のための官民連携施策として、迷惑メール対策に取り組む民間事業者等と連携し、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>令和2年度3年度は、違法性を確認した迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダへ約5,200件6,700件(令和4年1月31日時点)通知した。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>送信元プロバイダへの通知</p> <p>(目標)</p> <p>迷惑メール追放支援プロジェクトの実施により、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する特定電子メールに起因した消費者被害の削減を目指す。</p> <p>(進捗)</p> <p>令和3年度：約6,700件(令和4年1月31日時点) (令和2年度：約5,200件(令和元年度：約5,600件))</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 総務省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度 4年度</td> <td rowspan="4">迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td>迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度 4年度	迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知
年度	取組内容									
令和3年度 4年度	迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										
令和7年度 以降	迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知									

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 エ インターネット上の消費者トラブル △への対応動向等の把握	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等を実施する。また、関係行政機関、事業者団体、消費者団体等で、インターネット上で新たに発生しつつある課題を共有し、事業者等による機動的な取組を促すため、「インターネット消費者取引連絡会」を開催する。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p><u>以下の技術・サービス等を調査テーマとして調査研究を実施した。また、インターネット消費者取引連絡会において各テーマを取り上げ、当該調査結果を発表するとともに、各テーマにおける関連業界団体等からの発表や出席者間での意見交換等を行った。</u></p> <p>令和2年度は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月に「ライブコマース」</li> <li>・9月に「クラウドファンディング（購入型）」</li> <li>・12月に「フードデリバリーサービス」をテーマとして、それぞれ調査研究を実施した。当該調査結果は、<del>インターネット消費者取引連絡会においてそれぞれ取り上げ、関連業界団体等からの発表や出席者間での意見交換等を行った。インターネット消費者取引連絡会を4回開催した。</del></li> </ul> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月「オンラインサロン」</li> <li>・9月「キャッシュレス決済」</li> <li>・12月「マッチングアプリ」</li> <li>・3月「オンラインゲーム」</li> </ul>
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p><u>調査報告書（消費者庁ウェブサイト）へのアクセス①インターネット通販に関する消費生活相談件数</u></p> <p><u>②消費者向け電子商取引に係る市場規模</u></p> <p>(目標)</p> <p>調査報告書へのアクセス件数増加に伴う普及啓発</p> <p><u>①②当該指標を注視しつつ、適切に対応を行う。</u></p> <p>(進捗)</p> <p><u>①令和3年度：確認中（令和2年度：102,018件（令和元年度：91,707確認中件）</u></p> <p><u>②19兆2,779億円</u></p> <p>(定義)</p> <p>消費者庁ウェブサイトにおける調査報告書URLへのアクセス件数</p>

①PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）より収集

②経済産業省：電子商取引に関する市場調査

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	・インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者 トラブルの動向等を踏まえた調査研究等の実施 ・インターネット消費者取引連絡会の開催等
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
（令和7年度 以降）	・インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者 トラブルの動向等を踏まえた調査研究等の実施 ・インターネット消費者取引連絡会の開催等

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 オ 電気通信サービス・移動通信サービス (携帯電話)における広告表示等の適正化	担当省庁	総務省、消費者庁
-----	---	------	----------

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準<del>・及び</del>ガイドライン」を踏まえ、適切な広告表示がなされるよう関係事業者における取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。</p> <p>(令和<del>2</del><u>2</u>年度<del>2</del><u>2</u>～<del>3</del><u>3</u>年度実績)</p> <p><del>2018年10月に電気通信事業分野における競争ルール等業者の包括的検証の一環として設置された「消費者保護ルールの検証に関するワーキング・グループ」では、これまで、</del>広告表示の適正化について議論を行ってきたが、<del>2020年6月にこのWGを、</del>「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」と改め、引き続きフォローアップを行<del>っている</del>にて議論を行い、令和3年9月に「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2021」が取りまとめられた。その提言については、令和4年3月に同検討会においてフォローアップが行われた。</p> <p>○ 総務省、消費者庁の取組</p> <p>携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、関係省庁が連携・協力してモバイル市場の健全な発展に向けた取組を推進する。</p> <p>(令和<del>2</del><u>2</u>年度<del>2</del><u>2</u>～<del>3</del><u>3</u>年度実績)</p> <p>令和2年11月<del>10日</del>に総務省及び消費者庁は連名で、「携帯電話業界における「頭金」の表示や端末販売価格に関する注意喚起～携帯電話端末の購入を検討している方へ～」を公表した。</p> <p>また、携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、令和2年12月<del>及び</del><u>令和3年6月</u>に、総務省、公正取引委員会及び消費者庁で「携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合」を開催した。この取組の一環として、<u>総務省では、令和2年12月に利用者が自身に合ったプランを選択する一助となるよう中立的な情報を掲載した「携帯電話ポータルサイト」(暫定版)を総務省HPに開設し、4月2日に「正式版」を公表した。さらに令和4年3月【P】(確認中)、そのデザインを一新するとともに内容を大幅に拡充した。</u>消費者庁では、令和2年12月に「自分に合った携帯料金プランになっていますか？」を公表し、その後も、携帯電話事業者が新しい料金プランを公表したタイミングでその内容を更新し、消費者庁HPに掲載している。<u>令和3年6月には、消費者が自ら適切な料金プランを選べるよう、新たに「ご存じですか？携帯のこと」を公表した。</u>また、消費者が自分のニーズに合ったプランを選ぶことができる分かりやすい表示になっているかという観点から、広告表示の総点検を行い、大手携帯電話事業者に対して対応を要請<del>している</del><u>したほか、令和3年5月に、端末購入サポートプログラムに関する表示に関して改善を指導した。</u></p>
------	--

<b>KPI・ 今後の取組予 定</b>	<p><b>【KPI】</b> 協議会におけるガイドラインを踏まえた広告表示等の検証<b>状況</b></p> <p><b>(目標)</b> 協議会におけるガイドラインの運用及びその改定に係る検討並びに事業者等による広告の自主的なチェックの状況を注視し、関係事業者による適切な広告表示に向け、行政として必要に応じた対応を行う。</p> <p><b>(進捗)</b> 令和2年2月に店頭広告表示の適正化などについて改定された「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」の最新版を公表し、協議会加盟4団体へガイドラインを遵守するよう協議会が働き掛けている。 行政として、利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがある広告がないかについて、引き続き関係事業者と連携する。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 総務省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度 <u>4年度</u></td> <td rowspan="2">・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td rowspan="2">・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td>・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。 ・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 総務省、消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度 <u>4年度</u></td> <td rowspan="4">携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、関係省庁が連携・協力してモバイル市場の健全な発展に向けた取組を推進</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td>携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、関係省庁が連携・協力してモバイル市場の健全な発展に向けた取組を推進</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度 <u>4年度</u>	・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。	令和4年度	令和5年度	・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。	令和6年度	令和7年度 以降	・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。 ・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。	年度	取組内容	令和3年度 <u>4年度</u>	携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、関係省庁が連携・協力してモバイル市場の健全な発展に向けた取組を推進	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、関係省庁が連携・協力してモバイル市場の健全な発展に向けた取組を推進
年度	取組内容																			
令和3年度 <u>4年度</u>	・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。																			
令和4年度																				
令和5年度	・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。																			
令和6年度																				
令和7年度 以降	・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。 ・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。																			
年度	取組内容																			
令和3年度 <u>4年度</u>	携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、関係省庁が連携・協力してモバイル市場の健全な発展に向けた取組を推進																			
令和4年度																				
令和5年度																				
令和6年度																				
令和7年度 以降	携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、関係省庁が連携・協力してモバイル市場の健全な発展に向けた取組を推進																			

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 力 電子商取引環境整備に資するルール整備	担当省庁	経済産業省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 経済産業省の取組</p> <p>学識経験者、関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を改訂することを通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利でかつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備する。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に伴う所要の見直しを中心として、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を令和2年8月28日に改訂。<u>令和3年度は、法改正等との整合性を確保するための改訂作業を進めている。</u></p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂状況</p> <p>(目標)</p> <p>電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。</p> <p>(進捗)</p> <p>令和2年8月28日改訂。<u>令和3年度は、法改正等との整合性を確保するための改訂作業を進めている。</u></p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度 4年度</td> <td rowspan="3">電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 以降</td> <td>電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度 4年度	電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。	令和4年度	令和5年度 令和6年度	令和7年度 以降	電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。
年度	取組内容								
令和3年度 4年度	電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。								
令和4年度									
令和5年度 令和6年度									
令和7年度 以降	電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。								

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 キ 個人情報保護法の適切な運用	担当省庁	個人情報保護委員会
-----	--	------	-----------

施策概要	<p>○ 個人情報保護委員会の取組</p> <p>個人情報の適正な取扱いの確保によって、<u>個人情報</u>の有用性に配慮しつつ、<u>個人</u>の権利利益の保護を図りつつ<u>データ流通の円滑化を図る</u>ため、法律・政令・規則・ガイドライン等の周知・啓発を含めた各種政策を実施する。</p> <p>また、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第12条）に基づき、検討を行い、改正法案を第201回通常国会に提出し、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）が成立した。</p> <p><del>さらに、令和3年3月24日には、</del><u>さらに、個人情報保護3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化すべく、第204回通常国会に改正法案を提出し、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が成立した。今後も引き続き同法の周知広報に取り組む。</u></p> <p><u>（令和2～3年度実績）</u></p> <p><u>説明会等への講師派遣を令和2年度に103回、令和3年度に【P】（確認中）回実施し（3月末時点）、同法の周知広報を行った。また、関係者からの意見も踏まえつつ、政令、規則の整備に向けた論点について5回にわたって委員会にて議論を行った上で、令和3年3月24日に個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（令和3年政令第56号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和3年個人情報保護委員会規則第1号）が公布された。また、個人情報の保護と有用性のバランスを図る観点から、多様なステークホルダーの意見を十分に聴取しつつ、仮名加工情報の加工基準に関する規定や利用停止等の請求に関する具体的事例等を盛り込んだガイドライン等の整備を進めるとともに、同法の周知広報に取り組むも進め、同年8月2日に各種ガイドライン、同年9月10日にQ&amp;Aの更新等を行った。</u></p> <p><del>（令和2年度実績）</del></p> <p><del>説明会等への講師派遣を103回実施し（3月末時点）、同法の周知広報を行った。また、関係者からのご意見も踏まえつつ、政令、規則の整備に向けた論点について5回（12月11日時点）にわたって委員会にて議論を行うなど政令、規則、ガイドライン等の整備を進めた。</del></p> <p><del>—本年4月に立ち上げたPPCビジネスサポートデスク等を通じ、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する相談に対応した。また、同年9月には、個人情報保護法相談ダイヤルに寄せられた問合せ内容や事業者から寄せられた質問等を踏まえ、ガイドラインとQ&amp;Aの更新を行った。</del></p>
------	---

加えて、民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定すること及び事務処理体制の在り方について検討することを目的に、令和元年12月25日に個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースが内閣官房に設置され、個人情報保護委員会を含め関係省庁が連携して検討を行い、令和2年8月には「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」を公表した。同タスクフォースにおいては、その後、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方についても検討を行い、令和2年12月にはこれらの検討結果について「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」を公表した。これに基づき個人情報保護3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化すべく、令和3年通常国会に法案を提出した第204回通常国会に改正法案を提出し、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立した。これを受けて、全ての都道府県及び市区町村を対象とする説明会（第1回目は同年7月に計6日間、第2回目は同年11月から12月にかけて計3日間）を開催するとともに、同年12月から令和4年1月にかけて国の行政機関や独立行政法人等に向けた説明会を開催し、改正後の個人情報保護法が適用される各主体への周知を行った。また、関係者からの意見も踏まえつつ、政令及び規則の改正について検討を進め、令和3年10月には、個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（令和3年政令第292号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和3年個人情報保護委員会規則第4号）が公布された。

「個人情報保護法相談ダイヤル」を運用し、個人情報保護法の解釈等に関する国民からの問合せに回答（令和3年度：調査中、令和2年度：15,416件、平成31年度：16,518件、平成30年度：16,669件、平成29年度：23,504件）し、民間事業者等における不適正な個人情報の取扱い等に関する苦情や情報提供に対しては必要に応じ、報告徴収（令和2年度：354件、平成31年度：294件、平成30年度：391件、平成29年度：305件）あつせん（令和3年度：調査中、令和2年度：28件、平成31年度：38件、平成30年度：16件、平成29年度：35件）や指導・助言（令和2年度：198件、平成31年度：131件）を行った。また、令和2年9月から、個人情報保護法に関する質問にAIが24時間対応する個人情報保護委員会チャットボットサービス（PPC質問チャット）の提供を開始した。

アジア太平洋プライバシー機関において取り組むこととされている「Privacy Awareness Week」を令和2年11月30日から12月6日に「個人情報を考える週間」（令和3年10月18日から10月24日）を設定し、個人情報保護の重要性について、広く国民に対して広報活動を行った。（令和2年度は、同取組を令和2年11月30日から12月6日に行った。）小学生を対象とした出前授業を令和2年度に15回、令和3年度に【P】（確認中）回行った。

また、個人情報保護法の基本的なルールや改正法の内容を解説したパンフレットや動画等を作成し、委員会ウェブサイトへの掲載等を行った。（予定）

令和3年6月より運用を開始した委員会公式 SNS を用いて、積極的に情報発信した。

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

個人情報保護制度に関する説明会等の実施状況

- ①匿名加工情報の作成・第三者提供時に関する公表件数
- ②説明会等への講師派遣実施の件数

(目標)

説明会において①匿名加工情報の活用事例の紹介等の情報発信を行い、~~パーソナル~~  
~~データ~~  
~~パーソナルデータ~~の適正かつ効果的な活用環境の向上を図る。  
その上で、匿名加工情報の作成・第三者提供時に関する公表件数の把握を行い、  
700件以上になるように目指す。

②令和2年改正法及び令和3年改正法に向けた適切な周知と事業者等の法制度の  
理解促進及び消費者の個人情報保護に対する意識の向上を図る。

(進捗)

- ①令和2年度：632 3年度：680件 (11月末時点)
- ②令和2年度：103 3年度：【P】(確認中) 回

【今後の取組予定】

○ 個人情報保護委員会の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	政令・規則法令等の検討や個人情報保護法制の周知・啓発・相談 対応を含めた各種政策の実施
令和4年度 5年度	法令等の周知・啓発・相談対応を含めた各種政策の実施
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	法令等の周知・啓発・相談対応を含めた各種政策の実施

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 ク マイナンバー制度の周知と適正な運用等	担当省庁	内閣府デジタル庁、個人情報保護委員会、総務省、関係府省庁等
-----	---	------	-------------------------------

施策概要	<p>○ <b>内閣府デジタル庁</b>、個人情報保護委員会、総務省、関係府省庁等の取組  <del>マイナンバーカードの健康保険証利用が開始されること等を踏まえ、</del>マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得への注意喚起のため、平成 27 年 10 月に関係府省庁等が共同で作成・公表した資料の<b>更新・周知</b>を引き続き進めるとともに、当該制度に関する<b>正しい</b>周知・広報を引き続き実施する。</p> <p>(令和<b>2年度2～3年度実績</b>)</p> <p>平成 27 年 10 月に関係府省庁等が共同で作成・公表した資料を更新の上、周知を引き続き実施するとともに、マイナンバーカードの健康保険証利用や安全性等について、デジタルサイネージや Youtube 等の SNS 及びリーフレット配布により、周知・広報を年度内に実施した。</p>
------	--

KPI - 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得についての注意喚起資料の更新（毎年度 1 回程度実施）及び周知（4 半期に 1 回程度、関係府省庁等の公式 SNS を活用する等により実施）</p> <p>(進捗)</p> <p>令和<b>2年度3年度</b>：更新及び周知を 1 回実施済み。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ <b>内閣府デジタル庁</b>、個人情報保護委員会、総務省、関係府省庁等の取組</p> <table border="1" data-bbox="466 1279 1382 1648"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1279 647 1328">年度</th> <th data-bbox="647 1279 1382 1328">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1328 647 1417">令和<b>3年度4年度</b></td> <td data-bbox="647 1328 1382 1417" rowspan="4">関係府省庁等の公式 Twitter 等を活用した、注意喚起資料の周知</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1417 647 1467">令和<b>4年度</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1467 647 1516">令和<b>5年度</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1516 647 1565">令和<b>6年度</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1565 647 1648">令和<b>7年度以降</b></td> <td data-bbox="647 1565 1382 1648">関係府省庁等の公式 Twitter 等を活用した、注意喚起資料の周知</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <b>3年度4年度</b>	関係府省庁等の公式 Twitter 等を活用した、注意喚起資料の周知	令和 <b>4年度</b>	令和 <b>5年度</b>	令和 <b>6年度</b>	令和 <b>7年度以降</b>	関係府省庁等の公式 Twitter 等を活用した、注意喚起資料の周知
年度	取組内容									
令和 <b>3年度4年度</b>	関係府省庁等の公式 Twitter 等を活用した、注意喚起資料の周知									
令和 <b>4年度</b>										
令和 <b>5年度</b>										
令和 <b>6年度</b>										
令和 <b>7年度以降</b>	関係府省庁等の公式 Twitter 等を活用した、注意喚起資料の周知									